

明るい選挙啓発 ポスター・標語作品募集

市選挙管理委員会と八千代市明るい選挙推進協議会では、選挙啓発活動の一環として、市教育委員会の後援により「明るい選挙啓発ポスター・標語作品」を募集します。

募集作品の規定

■ポスター作品 明るい選挙を呼びかける内容のもの。描画材料は自由。サイズは、画用紙の四ツ切(54.2cm×38.2cm)、八ツ切(38.2cm×27.1cm)またはそれに準ずる大きさ。描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)一人1点、自作で他に応募していないもの。

■標語作品 きれいな選挙の推進、棄権防止を呼びかけるもの。形式(俳句など)、表記(漢字、ひらがな、カタカナなど)の制限なし。20字以内。一人2点まで、自作で他に応募し

ていないもの。市ホームページか右のコードから応募用紙をダウンロードできます。



■応募資格 市内在住または在学の小学校・中学校、義務教育学校、高等学校の児童、生徒。

■応募方法 ポスターは、作品裏の右下に市町村名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を、標語は作品表の左に学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入し、9月9日(金)までに学校を通して応募するか〒276-8501市選挙管理委員会へ郵送してください。なお、特定の政党や公職の候補者を表現した内容は避けてください。

■応募作品について 応募作品は、市や県により審査を行います。著作権は主催者に属し、作品展示や選挙啓発などに活用します。その際、氏名、学校名、学年を公表します。また、応募作品は原則返却しません。

政治家の寄附行為は 禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めるとは、法令により厳しく制限されています。

■政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある人)が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①~④を除き、その時期や名義に関わらず罰則を持って禁止されています。①政党や政治団体、またはその支部に対する寄附、②親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附、③選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償、④本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典。ただし、③のうち、食事や食料を提供することは、罰則の対象となります。④に当てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は罰則の対象となります。また、政治家以外の方が、政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。

【禁止される寄附の例】

- ▶お中元やお歳暮を贈る ▶開店祝いに花輪などを贈る ▶祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりする

■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止

有権者が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を脅して、無理やり要求をすること、当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めるとは、罰則の対象となります。

■その他の禁止行為

選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。▶政治家が役員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行う(政党に対するものを除く)▶後援団体が寄附を行う▶時候のあいさつ状を出す(答礼のための自筆によるものを除く)▶あいさつを目的とする有料広告を掲載する

その他具体例は、「選挙運動・政治活動Q&A」に掲載しています。市ホームページか右のコードから確認できます。



【昨年度の入賞作品】(学校名、学年は当時のものです)



八千代松陰高 2年
古賀 彩音



勝田台中 3年
辻川 和花



八千代松陰中 1年
宍倉 惺奈



八千代台小 4年
坂上 莉世

投票所についてのお知らせ

4年4月1日より、阿蘇小学校、米本小学校及び米本南小学校を統合し、阿蘇米本学園が開校しましたが、当面の間は、従来どおり、旧阿蘇小学校、旧米本小学校および旧米本南小学校の各小学校体育館を投票所として利用する予定です。

子どもと一緒に投票所に入場できます

18歳未満の子どもは、有権者と一緒であれば、投票所に入場できます。子どもの頃に親の投票について行ったことのある人は、ない人と比べて20%以上投票参加の割合が高いという調査結果もあります。親子連れ投票は子どもの将来の投票につながっています。

お問い合わせは
選挙管理委員会事務局
☎483-1151(代表)

生ごみは水切りをしてから出すようにお願いします

生ごみの約80%は水分と言われています。生ごみの水気をよく切らないと、ごみの重量が増すだけでなく、収集車に入れる際水分が飛び散り、道路や集積場所などを汚してしまいます。一人ひとりの水切りが、ごみの減量や道路・集積場所などの清潔保持につながりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
月~金曜日9時~16時30分
(祝日・年末年始を除く)

6月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物				
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん・缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん・缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			
6月の資源物・ごみ収集日	1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 菅田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	7(第1火) 21(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、菅田町・菅田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	2(第1木) 16(第3木)	月・水・金	火	土			
		2	八千代台北					14(第2火) 28(第4火)	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側)				9(第2木) 23(第4木)		
		3	八千代台西、八千代台南					7(第1火) 21(第3火)	高津団地 大和田新田(1~99番地の成田街道南側)				2(第1木) 16(第3木)		
		4	八千代台東					14(第2火) 28(第4火)	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)				9(第2木) 23(第4木)		
	6月の資源物・ごみ収集日	6	村上団地	8(第2水) 22(第4水)	火・木・土	金		月	13	勝田台	3(第1金) 17(第3金)	火・木・土	水	月	
			7	村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北					1(第1水) 15(第3水)	14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3~8丁目、菅田町(500番台を除く東葉高速線北側)、菅田(東葉高速線北側)				10(第2金) 24(第4金)
			8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内					8(第2水) 22(第4水)	15	菅田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)				3(第1金) 17(第3金)
										16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町				10(第2金) 24(第4金)

◆お問い合わせは、クリーン推進課 ☎(421)6768
または清掃センター ☎(483)4521
(486)1011へ